

## 8/7 人事院勧告に関する要求

# 6年連続の俸給表改定も初任給増額

今年の人事院勧告は、六年連続で俸給表改定と一時金引上げとなりましたが、その配分には、いささか違和感を感じる職員が多いのではないのでしょうか？又、住居手当についても、違和感の残る内容となりました。その一方で、期間業務(非常勤)職員の夏期休暇は来年度から常勤職員との権衡を図りつつ、実現の運びとなりました。

### 官民格差を口実に 職場に分断持ち込む

人事院は、今年度の間格差を月例給で二八七円(〇・〇六%)、一時金は〇・〇六月と、ともに六年連続で民間が公務を上回りましたが、俸給表改定は一般職試験(高卒程度)初任給を二〇〇〇円、総合職試験および一般職試験(大卒程度)初任給を一五〇〇円引き上げ、三〇歳代半ばまでの改定(下表参照)に止めました。一時金については、二捨三入の規定により、〇・〇五月分を勤勉手当に充てており、現行の人事評価制度による能力・実績主義強化の配分としており、問題を残しています。

悪によって賃金水準が切り下げられた高齢職員をはじめ、全ての職員の生活悪化が進むも、政策的な賃上げを行うように追及してきましたが、官民格差が小さかったことを理由に俸給表全体の改定を見送っており、職員間に分断を持ち込む勧告となっています。

### 遅きに失した夏期休暇 無給休暇は措置されず

来年四月からは、大企業に「正規・非正規雇用労働者間に不合理な待遇格差の禁止」が義務づけられる中で、私たちも期間業務職員の労働条件改善を強く求めてきました。結果、遅きに失した間は否めないが、夏期休暇が新設されたのは、昨年の結婚休暇などに続いて勝ち取った要求であり、

## 30歳半ばに止めるも 初任給格差は埋まらず

勧告引き上げ額	欄内数値は号俸				
引上額	1級	2級	3級	4級	5級
2,000	1~8				
1,900	9~12				
1,800	13~16				
1,700	17~20				
1,600	21~24				
1,500	25~56	1~24	1~8		
1,400	57	25~27	9~11		
1,300	58~59	28	12~13		
1,200	60~63	29~33	14~17	1	
1,100	64~65	34~37	18~21	2~5	
1,000	66~69	38	22	6	
900	70	-	23	7	
800	71	39	24~25	8~10	1~2
700	72~73	40~42	26	-	-
600	74	-	27	11	3
500	75	43	28~29	12~13	4~5
400	76~77	44~45	-	-	-
300	78	46	30	14	6
200	79	47	31	15	7

これまでの運動の成果です。しかし、もう一方の強い要求であった無給休暇の有給化や生活関連手当の実現は全くのゼロ回答となっています。

### 定年延長を主張するも 再任用職員はゼロ回答

「複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、六〇歳を越える職員の能力及び経験を六〇歳前と同様に本格的に活用することが不可欠となっている」と、定年延長の意見の申出時に述べていたことからすると、今年度の勧告時に再任用職員への要求課題にゼロ回答としたことは、再任用職員の生活と労働の実態を顧みない姿勢

で、許されるものではありません。

### 消費増税で生活悪化 生活改善できる賃金を

一〇月からの消費増税が強行されようとしているにもかかわらず、ほとんどの職員が俸給表の改善がなく、一時金の〇・〇五月の改善のみでは、生活改善はとも望めません。

しかし、闘って勝ち取った成果であり、生活改善部分の早期実施は、職員の重要な要求でもあります。

最初の閣僚会議では、人事院勧告の取扱が決定しておらず、事務所長↓局長↓本省と職場要求を改めて「上申」させることが重要です。

# 宿舍費の引き上げを口実に「引下げ？」

# 基礎控除1000円引上げ 地方で負担増

## 官民給与の格差内 支給者間に「格差」が

財務省による公務員宿舍料の引上げが一段落したことを受け、従前から強かった住居手当を見直す勧告も行われています。

しかし、住居手当自体が官民格差内での措置となっており、見直しの財源を捻出するために住居手当内での配分見直しに留まり、地域間での格差が広がることとなり、課題も残っています。

今年の勧告では、以前より強い要求であった住居手当の見直しも勧告されましたが、この内容も地域に格差を持ち込むものとなり、素直に喜べない内容となっています。

財務省が国家公務員宿舍料を引き上げてきた結果、宿舍利用者の利用料と住居手当支給者との間で「格差」が生じているとして、今回の勧告となりました。

これまでの基礎控除額が一万二〇〇〇円から一万六〇〇〇円に引き上げられ、それによって、発生する差額を上限額の引き上げに回すこととしています。詳細については、人事院が明らかにしていませんから、三ヶースを想定して試算した手当額が下表の通りとなっています。

詳細の計算内容は省きましたが、これまで一万五〇〇〇円の家賃を負担していた職員の手当額は、三〇〇〇

円でしたが今回の勧告では、基礎控除額が引上げられることにより、現行手当額の三〇〇〇円は不支給となります。

当然のことながら、高額な家賃負担をしている職員への手当額は改善をされるため、住居手当支給者間での手当の配分見直しの感は否めず、一定金額以上の家賃負担をしている職員のみが手当の改善となり、それ以外の職員は大幅な手当削減となります。

## 組合の指摘もあり、控除額を見直し

今回の住居手当の見直しでは、勧告前の人事院とのやりとりでは、「基礎控除額は二万円程度」との回答もありましたが、組合からの指摘もあり、控除額の見直しをさせましたし、激変緩和措置を一年ですが、認めさせました。

労働組合での取り組みが若干ですが身を結んだ結果となりました。

住居手当見直しによる支給額の試算

家賃額	現行制度		見直し想定ケース								
	計算方法	手当額	基礎控除額、上限のみ変更			全額支給限度額を2千円UP			全額支給限度額を4千円UP		
			計算方法	手当額	増減額	計算方法	手当額	増減額	計算方法	手当額	増減額
15,000	15000-12000	3,000	15000-16000	0	-3,000	15000-16000	0	-3,000	15000-16000	0	-3,000
16,000	16000-12000	4,000	16000-16000	0	-4,000	16000-16000	0	-4,000	16000-16000	0	-4,000
20,000	20000-12000	8,000	20000-16000	4,000	-4,000	20000-16000	4,000	-4,000	20000-16000	4,000	-4,000
23,000	23000-12000	11,000	23000-16000	7,000	-4,000	23000-16000	7,000	-4,000	23000-16000	7,000	-4,000
25,000	(25000-23000)*0.5+11000	12,000	(25000-23000)*0.5+7000	8,000	-4,000	25000-16000	9,000	-3,000	25000-16000	9,000	-3,000
27,000	(27000-23000)*0.5+11000	13,000	(27000-23000)*0.5+7000	9,000	-4,000	27000-16000	11,000	-2,000	27000-16000	11,000	-2,000
30,000	(30000-23000)*0.5+11000	14,500	(30000-23000)*0.5+7000	10,500	-4,000	(30000-25000)*0.5+9000	11,500	-3,000	(30000-27000)*0.5+11000	12,500	-2,000
35,000	(35000-23000)*0.5+11000	17,000	(35000-23000)*0.5+7000	13,000	-4,000	(35000-25000)*0.5+9000	14,000	-3,000	(35000-27000)*0.5+11000	15,000	-2,000
40,000	(40000-23000)*0.5+11000	19,500	(40000-23000)*0.5+7000	15,500	-4,000	(40000-25000)*0.5+9000	16,500	-3,000	(40000-27000)*0.5+11000	17,500	-2,000
45,000	(45000-23000)*0.5+11000	22,000	(45000-23000)*0.5+7000	18,000	-4,000	(45000-25000)*0.5+9000	19,000	-3,000	(45000-27000)*0.5+11000	20,000	-2,000
50,000	(50000-23000)*0.5+11000	24,500	(50000-23000)*0.5+7000	20,500	-4,000	(50000-25000)*0.5+9000	21,500	-3,000	(50000-27000)*0.5+11000	22,500	-2,000
55,000		27,000	(55000-23000)*0.5+7000	23,000	-4,000	(55000-25000)*0.5+9000	24,000	-3,000	(55000-27000)*0.5+11000	25,000	-2,000
56,000		27,000	(56000-23000)*0.5+7000	23,500	-3,500	(56000-25000)*0.5+9000	24,500	-2,500	(56000-27000)*0.5+11000	25,500	-1,500
57,000		27,000	(57000-23000)*0.5+7000	24,000	-3,000	(57000-25000)*0.5+9000	25,000	-2,000	(57000-27000)*0.5+11000	26,000	-1,000
58,000		27,000	(58000-23000)*0.5+7000	24,500	-2,500	(58000-25000)*0.5+9000	25,500	-1,500	(58000-27000)*0.5+11000	26,500	-500
59,000		27,000	(59000-23000)*0.5+7000	25,000	-2,000	(59000-25000)*0.5+9000	26,000	-1,000	(59000-27000)*0.5+11000	27,000	0
60,000		27,000	(60000-23000)*0.5+7000	25,500	-1,500	(60000-25000)*0.5+9000	26,500	-500	(60000-27000)*0.5+11000	27,500	500
61,000	家賃≥55000	27,000	(61000-23000)*0.5+7000	26,000	-1,000	(61000-25000)*0.5+9000	27,000	0	(61000-27000)*0.5+11000	28,000	1,000
62,000		27,000	(62000-23000)*0.5+7000	26,500	-500	(62000-25000)*0.5+9000	27,500	500		28,000	1,000
63,000		27,000	(63000-23000)*0.5+7000	27,000	0	(63000-25000)*0.5+9000	28,000	1,000		28,000	1,000
64,000		27,000	(64000-23000)*0.5+7000	27,500	500	(64000-25000)*0.5+9000	28,500	1,500		28,000	1,000
65,000		27,000	(65000-23000)*0.5+7000	28,000	1,000		28,000	1,000	家賃≥65,000	28,000	1,000
70,000		27,000	家賃≥65,000	28,000	1,000	家賃≥65,000	28,000	1,000		28,000	1,000

「基礎控除額」を16,000円、「最高支給限度額」を28,000円に見直した場合の試算額3ケース（4千円UPは基礎控除額上げ幅分をUP、2千円UPは上限のみ変更との中間値）